

東住吉区内の市立小・中学校に入学しない方へのお願い

区外へ引越しが決まった場合や、国立・私立の学校等に入学が決定し、東住吉区の市立小・中学校に入学しない方は、速やかに**東住吉区役所窓口サービス課**までご連絡ください。(国立・私立の小・中学校に入学が決定した方は、その学校の入学許可書を提出してください。)

抽選で補欠となった方が繰り上げ当選を待っています(小学校は平成31年2月12日(火)まで、中学校は2月20日(水)まで)。学級編制を円滑に行うためにも、ご協力をお願いします。

【担当】 東住吉区役所 窓口サービス課 (住民情報) TEL. 06-4399-9963

指定校変更の基準について

- 指定校変更とは、学校選択制とは全く異なり、大阪市で定めた一定の基準に基づき、相当な理由のある場合(住宅建て替えに伴い一時的に通学区域以外に転居する場合で現に在学する学校に通いたい場合・小学生の児童で保護者の就労等により指定校への通学が困難な場合・いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っており、転校することが望ましい場合など)で、希望する学校への登校および下校の安全に支障がないと認められる場合のみ、保護者の申請に基づいて、区長の許可により、指定された学校以外への就学を認める制度です。
- 就学通知書送付時に指定校変更の申請案内を同封いたしますので、指定校変更を希望される方は、就学通知書がお手元に届いてから、随時申請してください。

【担当】 東住吉区役所 窓口サービス課 (住民情報) TEL.06-4399-9963

学校配置の適正化について

大阪市では、平成22年の大阪市適正配置審議会の「今後の学校配置の適正化の進め方について(答申)」に基づき、児童のより良い教育環境の整備を図るため、「大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針」を策定し、学校配置の適正化に取り組んでいます。

詳しくは、大阪市ホームページ「**大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針について**」
(<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000259983.html>) をご参照ください。

大阪市 学校適正化

検索

